

令和7年度

施政方針

島本町長 山田 紘平

目 次

1	はじめに.....	1
2	令和7年度主要施策.....	3
(1)	思いやりとふれあいのまちづくり.....	3
(2)	自然と調和した快適なまちづくり.....	4
(3)	安全・安心なまちづくり.....	5
(4)	支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり.....	6
(5)	子どもたちを健やかに育むまちづくり.....	8
(6)	魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり.....	10
(7)	持続可能なまちづくり.....	11

1 はじめに

私は、去る4月13日に執行されました町議会議員・町長の同時選挙におきまして、住民のみなさまの温かいご支援をいただき、島本町長として3期目の重責を担わせていただくことになりました。

これまでの2期8年は、一貫して住民のみなさまや職員、現場の声を聞きながら、公正中立を旨として、「小さな町の豊かな暮らし」の実現を掲げ、取り組んでまいりました。

その結果、民間調査ではありますが、「住み続けたい街ランキング」では全国上位にランクされたほか、有識者による「人口戦略会議」では、大阪府内で唯一「自立持続可能性自治体」に区分されるなどの評価をいただきました。一方で、近年の住宅開発による人口増加とともに、景観や交通環境などの新たな課題への対応を求められております。

3期目は、地域特性に応じた建築物の高さ規定の導入や交通環境のランドデザインを描くなど、安心して暮らし、移動しやすいまちをめざした取組を進めてまいります。

また、私は、住民同士の距離が近く、支えあいや交流が生まれやすいことが、本町の魅力の一つであると考えておりますが、近年の住宅開発で町外から移り住まれた方からも同様のお声を伺うことがあり、まちの姿が変化する中でも、本町のこうした魅力は末永く残していきたいと考えております。

まちの未来を真剣に考え、行動する住民のみなさまが、この町を支え、発展させるものと確信しており、住民同士の支え合いが生まれる温かな地域社会の実現を念頭に、対話を通じた協働と共生のまちづくりを進めてまいります。

引き続き、議会や住民のみなさまとの対話を重ね、「小さな町の豊かな暮らし」のさらなる実現をめざし、健全で安定した財政運営のもと、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって持続可能な住民サービスが提供できるよう、一つひとつの課題に向き合いながら、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員のみなさまはもと

より、住民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず、令和7年度に重点的に取り組む施策に関し、今回の補正予算に計上させていただき、新たに取り組む施策について申し述べます。

はじめに、高齢化の進展により、支援を必要とする高齢者等が増加していることを踏まえ、本人、家族その他の手段でごみ出しが困難な高齢者等を対象に、ごみ出し支援を試行的に実施いたします。

次に、子育て支援については、昨今の保育需要の高まりに対応するため、幼稚園としての機能を維持しながら保育需要の受け皿としての役割も担えるよう、令和8年4月から第一幼稚園で3年保育、開園時間の延長及び給食の提供を行うための取組を進めてまいります。

なお、給食については、第二保育所との親子方式を採用いたします。

また、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成について、これまで小学6年生までの児童を対象に、毎年流行状況等を勘案して臨時的に行ってききましたが、本年度から対象を中学3年生まで拡大して継続的に実施し、蔓延防止と重症化予防、さらには、昨今の物価高騰を踏まえ、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園に体育館と屋内プールを整備するため、設計と工事を一括で請け負う事業者を募集するにあたっての要求水準書及び募集要項の作成、並びに建設予定地のボーリング調査を実施し、整備に向けて取り組んでまいります。

続きまして、主要施策について、年度当初にご可決いただいた骨格予算により既に進行中の施策も含めまして、総合計画に掲げる「7つのまちづくりの基本方針」に沿って順次申し述べます。

2 令和7年度主要施策

(1) 思いやりとふれあいのまちづくり

はじめに、「思いやりとふれあいのまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。

全ての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、「島本町人権擁護に関する基本条例」及び関係法令に基づき、関係団体とも連携し、多様な手法を用いて啓発等の取組を進めてまいります。

また、今年は戦後80年の節目の年となりますが、世界のさまざまな国や地域で紛争が続いております。「核兵器廃絶・平和都市宣言」のまちとして、平和意識の普及に向けた啓発事業を実施してまいります。

人権文化センターについては、人権啓発・交流等の拠点施設としてより多くの住民のみなさまにご利用いただいておりますが、新たに土曜日を開館曜日に加え、住民のみなさまの利用ニーズに応じてまいります。

男女共同参画の取組については、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会づくりに向け、「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき、取組を進めてまいります。

コロナ禍を機に休止していたタウンミーティングについては再開し、対話を通じた町政への住民参画を推進してまいります。

自治会については、その在り方が問われる時代になってきていることから、昨年度に自治会の認定要件を整理し、負担感の少ない運営を可能とする制度に改めました。今後も地域の実情に応じた活動が継続できるよう、必要な支援に努めてまいります。

(2) 自然と調和した快適なまちづくり

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

令和5年度から計画的に取り組んでおります公共施設における照明のLED化については、引き続き、計画に沿った取り組みを推進してまいります。

環境への取組については、地球温暖化対策実行計画に基づき、住民や事業者の行動変容に向けた周知広報を行うとともに、引き続き、生ごみ処理機等補助金交付事業や公共施設緑化事業の実施に加え、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。

清掃工場については、運転開始から34年が経過し、老朽化等により整備が必要な箇所が増加していることから、早期に整備が必要な箇所から改修工事を実施してまいります。

地域ごとの良好な住環境や景観形成を目的とした建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務については、パブリックコメント等を実施し、地域ごとの方針案等を定めてまいります。

令和6年度から実施している百山地内における都市計画の変更については、大阪府と協議を行い、住民への説明や意見聴取を実施し、用途地域等の変更に係る都市計画手続きを進めてまいります。

交通環境については、関係部局において、ソフト・ハードの両面から、今後のあり方等についての検討を進めてまいります。

町道水無瀬青葉1号幹線における横断的に勾配が急な箇所については、勾配の解消を目的とした道路の改良工事を行い、自転車や歩行者、車両を運転する方々が安全に通行できるよう、安全対策の強化を行ってまいります。

公園の長寿命化については、令和4年度に策定した「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園における遊具の更新工事を行い、

計画的な維持管理に取り組んでまいります。

上水道については、大阪広域水道企業団から年間配水量の約1割の高度浄水処理水を引き続き受水し、複数水源の確保に努めてまいります。

令和6年度から継続して整備している広瀬取水井については、年度内の供用開始に向け整備してまいります。

下水道整備のうち汚水整備については、引き続き、桜井における供用開始区域の拡大に努めてまいります。また、管更生工事に必要な管内強度の測定及び工事に必要な設計業務を行ってまいります。

浸水対策については、必要な対象水路から、優先順位による効率的な浸水対策事業の実施に向け、計画を策定してまいります。

令和6年度に引き続き、「水道事業ビジョン」における投資計画及び「島本町水道管路更新等計画」に基づき、各種事業を進めてまいります。

山崎ポンプ場については、雨水ポンプ（No.3ポンプ）等の雨水処理設備の増設を行い、山崎地区等の雨水対策に取り組んでまいります。

（3） 安全・安心なまちづくり

次に、「安全・安心なまちづくり」についてでございます。

防災については、能登半島地震において大規模な断水によりトイレが課題となったため、災害時も使用可能で、使いやすさや衛生面についても考慮したトイレの備蓄を行ってまいります。また、職員を対象として避難所となる各小中学校を中心に設置しているマンホールトイレなどの設営訓練を実施し習熟度を高めてまいります。

令和5年度に着手した新庁舎建設工事については、令和7年5月に新庁舎棟の供用を開始しました。引き続き、適切な管理・監督に努め、

令和8年5月の広場棟竣工に向け取り組んでまいります。

災害時に支援が必要な高齢者等の「個別避難計画」作成については、本年度から委託事業所を増やし、プラン作成をさらに推進してまいります。

高槻市との消防通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の共同運用については、「高槻市島本町消防指令センター整備事業仕様書」に基づき、決定したベンダーとの協議及び整備を進めてまいります。また、運用開始後の管理についても適切に実施してまいります。

災害発生時における消防庁舎の維持を継続するため、低濃度のPCBを含む老朽化したキュービクルを更新し、消防体制の維持確保の向上に努めてまいります。

救急隊員の資質及び救命効果の向上を目的に、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、住民のみなさまの救急要請に的確に対応するとともに、建築物の大規模化・複雑化に伴い、予防技術の資格取得に努め、高度化・専門化する予防業務を適切に実施してまいります。

また、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急安心センターの積極的な活用、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発に努めてまいります。

自転車乗車用ヘルメットについては、令和6年度に引き続き、高齢者を対象に着用を促進するための支援を行ってまいります。

(4) 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてでございます。

歯科口腔保健の推進を図るため、通院することが困難な高齢者等を対象とする「訪問歯科健診」を新たに実施してまいります。

骨髄等移植及びドナー登録の促進を図るため、骨髄バンクを介して骨髄等の提供を行い、ドナーとなった住民及びそのドナーへの特別休暇付与を行った町内の雇用主に対する助成制度を創設いたします。

がん患者の治療と社会参加を支援するため、がん患者の医療用ウィッグや胸部補整具等の購入費用を助成する「外見ケア（アピアランスケア）支援事業」を創設いたします。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざす大阪府国民健康保険運営方針を踏まえた事務及び保健事業を実施してまいります。また、本年10月末に有効期限が満了となる国民健康保険被保険者証のマイナ保険証等への円滑な移行に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

生活困窮やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」については、関係部署や関係機関と連携し、実施に向けた検討・準備を進めてまいります。

介護サービスについては、通所・訪問・宿泊のサービスを組み合わせ提供する「小規模多機能型居宅介護」の事業者公募に向けた事務を進めてまいります。

もしもの時のために、自分が望む医療やケアについて家族等と話し合い共有する「ACP（人生会議）」については、自分の思いを書き込んで実践するためのツール「わたしの思いカード」の作成・配布を行い、取組の普及を図ってまいります。

国が管理する淀川河川公園テニスコートについては、住民のみなさまに有効に活用いただくための社会実験を実施してまいります。

(5) 子どもたちを健やかに育むまちづくり

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてでございます。

心身のケアや育児のサポートを必要とする母子を支援する「産後ケア事業」については、従前の通所型サービスに宿泊型サービスを新たに追加し、さらなる支援の充実を図ってまいります。

町内の保育需要の急速な増加に対応するため、JR島本駅西地区集合住宅内に、民間の活力を活用し、令和7年10月から小規模保育事業所を開所し、同年12月から学童保育室を開室いたします。

乳児等通園支援事業(いわゆるこども誰でも通園制度)については、実施場所及び方法等について検討及び調整を行い、令和8年度からの運営開始に向けた事務を進めてまいります。

待機児童対策については、新たな小規模保育事業所の開所とともに、町内の既存施設における弾力的運用の活用や機能拡充を行うなど、保育需要の受け皿の確保に努めてまいります。

令和7年1月に開設した「こどもすこやかセンター」の相談環境の充実を図るため、ふれあいセンター2階の一室を改修し、専用の相談室を含むこども家庭課の執務室を整備してまいります。

支援を必要とする子ども・妊産婦等への「サポートプラン」を作成するため、新たに家庭児童相談員を配置し、プランの作成を推進してまいります。

翻訳機では対応できない希少言語を話す子どもや保護者の相談に対応するため、通訳者を確保し、相談支援の充実を図ってまいります。

高校生を対象とする町独自の奨学金制度については、府の授業料無償化制度の実施状況等を総合的に踏まえながら、廃止も含め全体的な見直しを行ってまいります。

子どもたちの放課後の居場所づくりについては、全ての小学校で実施している放課後子ども教室（校庭開放）の実施期間を拡大し、夏季休業期間中も実施してまいります。

「子ども食堂」への補助については、回数の増加や、学習支援等の取組への加算を追加し、子ども食堂の活動内容の充実を図ってまいります。

学校施設については、「学校施設長寿命化計画」に基づき、中長期的な視点に立った、計画的かつ効果的な予防保全型の維持管理に取り組んでまいります。令和7年度においては、第二小学校の北館校舎長寿命化改修工事を進めてまいります。

町立幼稚園、小学校及び中学校においては、不審者侵入防止対策の強化を目的に、老朽化した門扉の改修及び防犯カメラの整備を行ってまいります。

学校給食については、食材価格の高騰に伴い令和5年6月から実施している給食費の値上げ分に係る公費負担を小学校において令和7年度も継続してまいります。

また、中学校については、令和7年4月から12月分まで給食費を無償化し、令和8年1月から3月分まで給食費の値上げ分に係る公費負担を実施してまいります。

個別最適な学びの習得を目的として、授業支援ソフトを搭載した1人1台端末を更新するとともに、5、6年生に対してAI機能搭載のデジタルドリルを導入してまいります。

外国語に慣れ親しみ、英語によるコミュニケーション力の育成を目的に、町立の全小学校・幼稚園・保育所において、ネイティブスピーカーの外国人指導助手（ALT）を配置してまいります。また、中学校では、即興的な英語でのやりとりする力を養成するために、外国人講師と1対1でのオンライン英会話を実施してまいります。

全ての子どもが、個性や能力を最大限に伸ばし、自律し、社会参加ができるようなインクルーシブな学びの場を構築してまいります。

引き続き、幼児期と小学校の学びをつないだ「みづまるキッズカリキュラム」を町立の全小学校・幼稚園・保育所において、確実に実施してまいります。

中学校における部活動については、外部指導者として地域人材を活用するとともに、今後の地域展開について、本町に合った実施形式等について検討してまいります。

「地域に開かれた学校」づくりの実現のために第二中学校に設置している学校運営協議会については、国や府及び近隣市の動向を注視しつつ、町内各学校への拡大等を検討してまいります。

(6) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてでございます。

都市農業については、多様な担い手による営農環境の整備や、ファミリー農園のあっせんを行うなど、引き続きその振興に努めてまいります。

森林整備については、森林環境譲与税を活用しながら、森林整備実施計画に基づく整備を継続的に取り組んでまいります。

文化財については、水無瀬家文書調査の中間報告や尾山遺跡を活用したイベントの他、親子で文化財に親しめるような体験学習を開催することで、文化財への興味関心が高まるよう努めてまいります。

地方創生の取組については、持続可能な地域づくりに向け、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めてまいります。

大阪・関西万博については、夏の「大阪ウィーク」に出展し、ウイスキーや歴史・文化など本町の魅力を国内外に発信してまいります。

原動機付自転車用ナンバープレートについては、公式マスコットキャラクターみづまろくんのデザインで作成・交付し、住民のみなさまの郷土愛の向上及び町外への島本町のPR活動に努めてまいります。

高槻市との観光振興に関する連携については、これまで実施している中将棋に関する取組をはじめ、関係機関と協議を行いながら、事業連携のさらなる充実に努めてまいります。

まちの魅力の創造・発信事業については、継続的に実施することが重要であるとの認識から、新規イベントへの事業支援や創業希望者への支援を行うとともに、継続的なタウンプロモーションを展開してまいります。

島本駅東側の公共施設である歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡史跡公園については、民間活力を活用しながら、町の魅力の創出・発信拠点とするための利活用基本計画を策定してまいります。

(7) 持続可能なまちづくり

最後に、「持続可能なまちづくり」についてでございます。

行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、広域連携の取り組みが重要であることから、引き続き近隣自治体との連携に取り組んでまいります。

計画期間満了を迎える公共施設総合管理計画については、将来の世代に過大な負担を残すことなく必要な施設を安全に引き継ぐため、施設保有状況の変化等を踏まえた改定を行ってまいります。

法律に基づき、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性を確保するため、標準化対象業務を標準準拠システムへ移行するための準備を進めてまい

ります。

住民の利便性向上と職員の窓口業務の効率化を図るため、既に実施している証明書交付申請のオンライン申請サービスや、令和6年度に稼働したコンビニ交付サービスの利用を促進するとともに、マイナンバーカード等を活用して申請者の負担軽減を図るサービスの導入を検討し、「行かない・書かない窓口」の実現に向けて取り組んでまいります。

自治体専用ネットワーク（L G W A N）で動作する文章生成A Iを導入し、行政文章の作成やアイデア出し、庁内の問合せ対応などに活用することで庁内事務の効率化を図ってまいります。

働き方改革などの観点から、引き続き、長時間労働への対応や、柔軟な働き方が可能な職場環境づくりを推進してまいります。また、取組の一つとして、フレックスタイム制度を導入いたします。

職員の仕事と育児の両立をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業制度の補完を目的に、小学生の子どもを養育する職員を対象とする「子育て部分休暇」を創設いたします。

本町の財政運営については、歳入において町税や地方交付税が減額となる中、歳出においては、新庁舎への移転に係る経費、ガバメントクラウド等を活用した標準準拠システムへの移行に係る経費や令和6年度人事院勧告に伴う人件費の増額等を計上し、その財源不足を補填するため、財政調整基金や公共施設整備積立基金等の繰入による予算編成となっております。

引き続き、保育・医療や介護に係る社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設への対応など、大きな財政支出を控えていることから、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、特定財源をはじめとする歳入確保、補助金の見直しや交付税措置のある起債の活用とともに、デジタル化による事務の効率化や事務事業の見直しなど、行財政改革に引き続き取り組み、各種施策を着実に推進できるよう、適正な財政運営に努めてまいります。

これらを踏まえ、各種施策を実施するため必要な予算として、

一般会計補正予算（第2号）	1億311万3千円
合計	1億311万3千円

を増額し、補正後の予算現額は、

一般会計	166億7,868万7千円
各特別会計	74億634万3千円
水道事業会計	13億2,130万円
下水道事業会計	18億8,710万円
合計	272億9,343万円

でございます。

以上、令和7年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。

議員のみなさま、住民のみなさまには、さらなるご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。